

# IOC スポーツと環境マニュアル

## 1. 主な概念と問題点

### 1.1 生物多様性の保全

スポーツ活動やスポーツ施設が多くの種の生息環境を破壊するなど生態系を攪乱させる要因の 1 つとなっている。

### 1.2 生態系の保護

スポーツ活動はスポーツが行なわれる場所の生態系の種類やスポーツ活動が及ぼす影響によって以下に分類できる。

1) 造られた生態系のなかでの活動（屋外および屋内）

スタジアムや屋内テニスコートなど完全に閉鎖された場所で行なわれるスポーツは都市部において生活妨害の原因となり、廃棄物、排水、エネルギーなどの環境問題をもたらす。都市部以外でも自然の生態系の損失や人工的なものにとって替わることが大きな問題となる。

2) マウンテンバイク、乗馬、水上スポーツなど自然の生態系に影響の少ない活動でも、環境に配慮した行動をとらない人が集中すると悪影響をおよぼす。

3) アルペンスキー、ボブスレーなど自然の生態系に大きく影響する活動は、施設やその利用が生態系全体に大きな被害をもたらす。

### 1.3 土地利用と景観

<土地利用> 土地の占有 / 農地の減少 / 道路の施設や既設道路の拡張 / 不適切な計画による土地の無駄使い

<景観の変化> 美観を損なう / 環境の特徴的な面を損なう / スキーやボブスレーなど大きな施設によって景観が損なわれる / 新設道路など大規模施設により地域全体が変容する

### 1.4 汚染

スポーツは廃棄物を生み出し、物を使用する人間活動であり、潜在的な汚染源となる可能性がある。一部のスポーツ施設では冷却剤や塩素などの有毒物質が使用される。

<水> 未処理廃水が湖沼、河川、海に流れ込む / スポーツ施設やその維持管理に使用される肥料や殺虫剤の流出による地下水の汚染 / 有毒物質を直接に排出

<大気> 輸送機関や施設などからの排出ガス

<土壌> 草地を処理してグラウンドにするために使用する農薬による汚染 / 有毒廃棄物による汚染

### 1.5 資源と廃棄物の管理

<スポーツ大会で使用される資源> 飲食サービス、宿泊施設、給水、衛生設備 / 大会運営（特に水やエネルギーの利用） / 施設の建設と維持管理 / 人および物資の輸送

<発生する廃棄物> プログラムや製品販売、使い捨てコップ、宿泊施設から発生する家庭ゴミ / 特別処理が必要な産業廃棄物や有毒廃棄物

<資源と廃棄物に関する問題> 水使用量 / 石炭等再生不可能な資源で生産されたエネルギーの使

用 / 過剰な廃棄物 / スポーツ施設固有の廃棄物で、不適切に処理すると汚染源となる廃棄物が出る

## 1.6 衛生と安全

< 健康問題を引き起こす可能性のある原因 > 飲用水の質が悪い / 基本的衛生設備の整備 / 大気汚染 / 有毒化学物質が含まれる汚水で行なうスポーツ / 汚染された場所で行なうスポーツ / 住民にとって危険なスポーツ施設 ( 雪崩、有毒物質の使用 ) および維持管理が不十分なスポーツ施設 / オゾン層の破壊、気候変動 / 生物多様性の減少、放射性汚染、毒素の蓄積、土壌・水の汚染、酸性雨 / 騒音公害

## 1.7 生活妨害

< 生活妨害の潜在的発生源 > 施設建築工事中、大規模大会開催による騒音および交通 / 大会後の祝賀による騒音と汚染 / 住宅地域に設置されたスポーツ施設の使用による騒音 / 投光照明

## 1.8 文化遺産の保護

大会を主催したり、施設を建設する場合には地元地域社会の独自性、文化を認識し、持続可能な開発実現に地元住民が参加するのを妨げてはならない。

## 2. 環境についての勧告

### 2.1 一般的な責任：環境に関する国際法

< 環境に関する条約 > 砂漠化対策条約 / 気候変動条約 / バーゼル条約 / 生物多様性に関する条約 / 海洋法条約 / モントリオール議定書 / 絶滅の恐れのある野生動植物の種の国際取引に関する条約 ( CITES ) / ラムサール条約

### 2.2 地元、地域および国の法律

スポーツの基幹施設の計画および建設の段階、あるいは大会の開催の際に、全ての法律や規則に少なくとも最低限の環境要件を満たすために従わなければならない。

### 2.3 個人的責任と集団の責任：姿勢と実施方法の変更

#### 2.3.1 「地球規模で考え、地元レベルで考える」

< 個人的責任 > 周囲の状況と調和して生活し、次世代のニーズを満たすために市民としての責任を果たさなければならない。

< 選手の責任 > スポーツ選手は、その特別な立場と模範的な行為によって、特にスポーツをする若者に対し、環境に健全な行動を取るよう説得することができる。

< コーチとマネジャーの責任 > スポーツでリーダーの役割を担う全ての人には、基本的な環境原則を若者に伝えることができ、若者教育に貢献できる。

< 観客の責任 > 観客が環境に与える影響を無視してはならない。

< 集団の責任、組織の責任 > 各スポーツ組織や社会集団は、独自の方法で消費者、企業、地域社会、スポーツ組織、政府機関等の全ての人達に共通の目的意識を芽生えさせる。

#### 2.3.2 スポーツ界における環境保全活動の基本原則

グリーンオフィスの概念は事務所における環境影響を最小限に抑えることである。

< 一般的事項 > 照明やコンピューター、その他設備のスイッチは必要な時だけ入れる / 全てのカフ

エリアで、使い捨てや過剰包装の廃止を奨励する / 事務所で働く人にグリーンオフィス計画について教える。但し、計画は簡単に実行できる内容であること。

< 紙類 > 文書を作成する前に本当に必要な書類であるかどうかを考える。無駄なコピーはしない / 出来るだけ再生紙を使用すること。ファックスやプリンターで用紙の無駄使いをしない / 裏表両面を使って文書を作成する / 使用済みの紙は再生利用すること / 全ての刊行物が環境基準を満たしていること。

< 設備と施設 > コピー機、プリンター、ファックスは組み込み式のものとし、エネルギーの消費量を減らし、環境への影響を軽減する / コピー機、プリンターは両面使用ができ、予備装置付きで、再生紙を使用でき、カートリッジの入れ替えができる機種を選ぶ / 省エネ機能付きのコンピューターを選ぶ。

< 購入備品 > 再利用可能で耐久性がある備品や用具を選ぶ / 国の環境基準を満たすか上回る商品を選ぶ / 最低限の包装の製品を選ぶ。

< 廃棄物管理 > 使用を止めることができない有害廃棄物は適切に処分する / ガラス、缶、新聞紙を再生利用すること。

### 2.3.3 伝達と教育

既存の大会を使って、有名選手や地域の指導者から環境保全の大切さを伝えてもらう / セミナーや講習会、研修会にスポーツと環境のテーマを盛り込む / 環境意識を高めるため、清掃日などを指定し、具体的な活動を行なう / 環境活動について地域住民に知らせる / マスメディアを利用してメッセージを明確に伝える。

### 2.4 パートナーシップと合意

協力者になる可能性のある団体など

国家レベル、地域レベル、地元レベルの環境省庁 / 社会問題や環境問題に取り組む国際機関 / 環境保全関連の非政府組織 / 環境コンサルタント / 専門家協会 / 商・産業界 / 大学、科学者 / 地元社会協力の形態

スポーツ組織の環境委員会のメンバーとなる / 他の団体が法律への適合を監視する / コンサルタントや技術専門家 / 監査役として参加する / 外部の監査官

#### 2.4.1 環境パートナーとの協議体制の確立

共通の適切な環境目標を設定する / 最初の段階で解決策の直接的、間接的な影響を考慮する / プロセスに協議や協力を盛り込む。組織内外からの見解を十分に考慮し活用する。

### 2.5 環境に配慮した大会運営

規模の大小にかかわらず、全ての大会は環境に配慮した運営方法を取るべきである。

#### 2.5.1 環境保全の概念

< 予防対策 > 大会を計画する場合、環境への影響を減らすことが第一目標でなければならない。

< 是正対策 > 環境対策は大会開催中と大会終了後の両方の段階で環境影響を減らさなければならない。

#### 2.5.2 方法

大会がもたらす環境状態や影響を明確にする / 目標を選定し、達成する方法を選択する。

### 2.5.3 行動領域

< 場所と景観設計 > 最も便利な用地を選択して、環境への影響を最小限にする / 特別な景観を保存、保護する。

< スポーツ施設 > 無駄な会場を造らない / 施設の立地に伴う影響を軽減する / 省エネを心がける / 汚染を低減する。

< スポーツ設備 > スポーツ設備による汚染を軽減する / 用具を再利用、再生利用する / 環境に配慮した設備を奨励し、製造について地元の理解を促す。

< 交通機関 > 必要最小限の交通輸送 / 集団輸送、公共交通輸送の推進 / 環境に優しい交通機関の利用促進。

< エネルギー > エネルギー消費量を低減する / 再生可能なエネルギーや新技術を奨励する / エネルギー需要量が少ない設備や施設を使用する。

< 宿泊と飲食サービス > 廃棄物の量を最小限に抑える / 無駄な宿泊施設の建設をしない。

< 水管理と衛生設備 > 地域の給水を脅かすことなく大会に必要な水を提供する / 水源を保護する / 廃水を処理する。

< 廃棄物の管理 > 処分、処理しなければならない廃棄物の量を最小限にする / 廃棄物による汚染を最小限に抑える。

### 2.5.4 大規模なスポーツ大会：具体的な勧告

#### A) スポーツ施設

長期的には不要となる施設は仮設を利用する。既存施設の改善を奨励する / 改変、再利用しやすい仮設モジュール式設備を利用する / 複数の用途に使える施設とする / 仮設の施設は撤去し、用地の修復を推進する。

#### B) スポーツ施設

組織委員会はスポンサーと供給者に環境に配慮した工程や製品、廃棄物管理システムなどで協力しなければならない / 大会に参加する組織は ISO 基準に従って認定を受けたことを確認する。

#### C) 交通機関及び大気

選手・コーチや観客などが効率よく移動できる輸送計画を立てる / 公共機関の利用を促す / 包括的な大気質計画を立てる。

#### D) エネルギー

交通システムや施設を考慮して地域のエネルギー管理計画を策定する。

#### E) 廃棄物管理

開催都市・地域は将来の計画に適用可能な技術を採用する。

#### F) 公衆に対する環境保全メッセージ

環境に対する内外の意識を高める / 世界規模で意識を高める。

#### G) 財政

最初から環境関連費用を予算に含む。

## 3. IOC の環境政策と行動

### 3.1 教育と意識向上

- ・ 1972年ミュンヘン大会・各NOCが自国から1本ずつ低木を持って集まり、スポーツ施設に隣接するオリンピックパークに植樹した。
- ・ 1992年バルセロナ大会・全てのIFとNOCとに「地球の誓約」への署名を呼びかけた。
- ・ 1994年リレハンメル大会・国連環境計画との協力協定に署名した。また、同年開催のオリンピック100周年記念会議でもスポーツと環境の関係について話し合いが行われ、100周年記念会議の調査委員会が設立された。この調査委員会の勧告に従って、オリンピック憲章も改訂され、この枠組みの中から「スポーツ・環境委員会」が創設された。

<教育活動>

情報 / 会議・2年に1回世界会議を開催する / 地域のセミナー

### 3.2 オリンピック大会の環境要求事項

<招致都市への要求事項>

- ・ 関係官庁の環境・天然資源管理システム及び関係官庁とOCOGの責任関係を説明する図と簡単な情報を提供すること。
- ・ 環境衛生の問題、保護地域、文化的記念建造物や地元の環境情報についての地図や図を提供すること。
- ・ オリンピック大会開催に必要な全ての作業が環境保全関連法令、国際協定、議定書に適合することを示した監督官庁からの公式の保証書を提出すること。
- ・ 全てのサイトならびに施設について監督官庁に環境アセスメントを実施させること。
- ・ 目的、目標、優先事項を盛り込んだ大会のための行動計画を提出すること。
- ・ 環境に対する意識向上計画を招致委員会が策定済みであるかどうかを明示し、OCOGに関する計画を示すこと。
- ・ オリンピック大会の準備段階で自然環境及び文化遺産を保護し、高める努力をすることを明示する。
- ・ どの環境組織と協議したかを明示すること。
- ・ 道路拡張工事などの基幹施設計画により生じる環境への影響を最小限に抑えるための方策を明示する。
- ・ 固形廃棄物の取扱い、下水処理、エネルギー管理についての計画及び将来の及ぼす影響を明示すること。
- ・ 環境についての試験的プログラムまたは開発プログラムと環境に優しい技術の適用について述べること。
- ・ 招致委員会が追加したいと考える特徴を示すこと。

オリンピック大会開催都市を選定した後、IOC調査委員は追跡調査を実施する。